

## 特定高齢者の決定方法等の見直し等について（案）

### 1. 見直しの基本的な視点

- 先般の介護保険制度の見直しにおいては、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するため、「介護予防事業」が創設され、ハイリスクアプローチの観点から、要支援・要介護状態になるおそれの高い者（高齢者人口の概ね5%程度）を特定高齢者とし、介護予防事業を実施することとされた。
- 特定高齢者施策については、特定高齢者数、事業への参加者数が当初の想定と比較して少なく、現行のまま事業を継続した場合には、当初想定した介護予防の効果が十分に見込めないおそれがあることから、特定高齢者の決定基準等について見直しを行うこととする。
- 今般の見直しに当たっての基本的な視点は次のとおり。
  - ① 特定高齢者の決定方法の大幅な変更は行わず、該当基準等の見直しにより対応する。
  - ② 実施状況等を踏まえ、介護予防事業に参加する特定高齢者数が高齢者人口の概ね5%程度となるようにする。

### 2. 現状

#### (1) 特定高齢者数等の状況

特定高齢者等の状況については、資料2-2「介護予防事業の実施状況の調査結果」を参照。

#### (2) 特定高齢者の決定方法等に関する主な指摘

特定高齢者の決定方法等に関する自治体、有識者からの主な指摘については、（別紙1）を参照。

### 3. 特定高齢者候補者及び決定者を選考する基準の見直しの内容

#### (1) 特定高齢者候補者の選定基準について

##### ① 見直し(案)

見直し(案)	現行
【うつ以外20項目】 ○20項目のうちの該当数を <u>10項目</u> 【運動器関係】 ○5項目のうち3項目に該当 【口腔機能関係】 ○3項目のうち2項目に該当	【うつ以外20項目】 ○20項目のうちの該当数を <u>12項目</u> 【運動器関係】 ○5項目すべてに該当 【口腔機能関係】 ○3項目すべてに該当

##### ② 見直し後の該当率

上記の見直しを行った場合に基本チェックリスト実施者のうち候補者に該当する割合は約25%程度と見込む。

見直し(案)	現状
約25%	5.0%

※現状は、介護予防事業の実施状況の調査(平成18年11月30日時点の調査)より

## (2) 特定高齢者決定者の決定基準について

### ア 基本チェックリスト+検査所見・理学所見に関する事項

#### ① 見直し（案）

見直し（案）	現行
<p>【運動器関係】</p> <p>○5項目のうち3項目に該当（再掲）</p> <p>【栄養関係】</p> <p>○血清アルブミン値が <u>3.8g/dl</u> 以下</p> <p>【口腔機能関係】</p> <p>○以下の<u>いずれかに</u>該当</p> <p>①<u>3項目のうち2項目に</u>該当（再掲）</p> <p>②口腔衛生不良</p> <p>③反復唾液嚥下テストが3回未満</p>	<p>【運動器関係】</p> <p>○5項目<u>すべてに</u>該当（再掲）</p> <p>【栄養関係】</p> <p>○血清アルブミン値が <u>3.5g/dl</u> 以下</p> <p>【口腔機能関係】</p> <p>○以下の<u>すべてに</u>該当</p> <p>①<u>3項目すべてに</u>該当（再掲）</p> <p>②口腔衛生不良</p> <p>③反復唾液嚥下テストが3回未満</p>

#### ② 見直し後の該当率

上記の見直しを行った場合、9割以上の候補者は、決定者の基準のうち「基本チェックリスト+検査所見・理学所見」を満たすものと考えられる。

## イ 医師の判定区分に関する事項

### ① 見直し（案）

医師による判定区分の趣旨、すなわち、医学的な理由により介護予防事業の利用は不適當であるか否かの判断を行うという趣旨を踏まえ、医師の判定区分の文言をわかりやすく整理する。

見直し（案）	現行
<p>ア 生活機能の低下あり 生活機能の低下があり、要支援・要介護状態となるおそれが高いと考えられる場合</p> <p>ア－（ア） 介護予防事業の利用が望ましい</p> <p>ア－（イ） 医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適當</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 全て</li> <li><input type="checkbox"/> 運動器の機能向上</li> <li><input type="checkbox"/> 栄養改善</li> <li><input type="checkbox"/> 口腔機能の向上</li> <li><input type="checkbox"/> その他（                      ）</li> </ul> <p>イ 生活機能の低下なし 生活機能の低下所見を認めないか、あるいは生活機能が比較的よく保たれていると判断される場合</p>	<p>ア 医療を優先すべき 介護予防事業等の利用よりも医療を優先する必要性が認められると判断される場合</p> <p>イ 生活機能の著しい低下有り ア以外の場合であって、介護予防事業等の利用が必要と判断される場合</p> <p>ウ 生活機能の著しい低下無し ア以外の場合であって、生活機能の低下所見を認めないか、あるいは生活機能が比較的よく保たれていると判断される場合</p>

## ウ 見直し後の該当率（ア及びイの見直し後）

上記ア及びイの見直しを行った場合に候補者のうち決定者となる割合は約80%程度と見込む。

### 【候補者のうち特定高齢者となる割合】

見直し（案）	現 状
約80%	約38%

※現状は、介護予防事業の実施状況の調査（平成18年11月30日時点の調査）より

## 4. 高齢者へのアプローチや高齢者の介護予防プログラム参加を高める際の目標

### (1) 高齢者へのアプローチ：基本チェックリスト実施者

#### ① 基本チェックリスト実施率の目標

高齢者に占める特定高齢者の割合を高めるためには、基本チェックリスト実施者の絶対数を確保する必要がある。

介護予防事業の実施状況の調査（平成 18 年 11 月 30 日時点の調査）における基本チェックリストの実施率（約 23%）、高齢者（65 歳以上）の基本健康診査の受診率（約 30%）、地域の実情等を踏まえ、基本チェックリスト実施の目標は 40～60%程度が適当と考えられる。

ただし、基本チェックリストの実施対象者の選出のしかたによって、特定高齢者候補者・決定者となる割合は、変動することに留意する必要がある。

すなわち、対象者が基本健康診査ルートのみの場合は、特定高齢者候補者・決定者に該当する割合は低くなり、基本健康診査以外のルートの割合が高い場合は、該当する割合が高くなるものと考えられる。

#### 【高齢者のうち基本チェックリストを実施した者の割合】

見直し（案）	現 状
約 40～60%	約 23%

※現状は、介護予防事業の実施状況の調査（平成 18 年 11 月 30 日時点の調査）より

#### ② 上記目標を達成するための方法

- 基本健康診査時における基本チェックリストの実施の徹底
- 基本健康診査以外のルートでの把握の推進
  - ・ 医療関係団体等の関係団体との連携
  - ・ 要介護認定担当部局との連携
  - ・ 保健師等によるハイリスク者に対する訪問活動 等
- 医師の診療時におけるチェック

## (2) 決定者の介護予防事業への参加率

### ① 決定者の介護予防事業への参加率の目標

決定者の事業参加率はできるだけ高いことが望ましいが、昨年 11 月末時点における特定高齢者施策の参加率（約 32%）、本人の意思で参加しない者の割合（23%）、地域の実情等を踏まえ、決定者の事業参加率の目標は、40～60%程度が適当と考えられる。

#### 【決定者のうち介護予防事業に参加する割合】

見直し（案）	現 状
約 40～60%	約 32%

※現状は、介護予防事業の実施状況の調査（平成 18 年 11 月 30 日時点の調査）より

### ② 上記目標を達成するための方法

- 参加しやすい介護予防プログラムの実施
  - ・参加しやすく魅力がある介護予防プログラムの実施を進める。その際、一般高齢者施策との連携や一体的な実施を含め、工夫を行う。
- 特定高齢者決定者への事業参加に向けたフォロー
  - ・特定高齢者決定者に対し、事業参加に向けた対応を迅速に行うとともに、事業不参加者についても適切にフォローする。
- 介護予防ケアプラン作成の重点化・効率化
  - ・厚生労働省において介護予防ケアプランの作成の重点化・効率化について検討しており、3月中に取りまとめをする予定。
- 「特定高齢者」「介護予防」等の名称の見直し
  - ・高齢者が介護予防事業に参加しやすくなるよう、「特定高齢者」「介護予防」等の名称について通称や愛称を用いて事業を実施する。なお、厚生労働省においても、これらの名称について通称や愛称を検討している。
- 先進的な介護予防事業の取組や介護予防プログラムの情報提供 等
  - ・厚生労働省においては、介護予防事業に積極的に取り組んでいる自治体の先進的な取組や介護予防プログラムの情報提供を行う。

## 5. 見直しの全体像

見直しを踏まえた介護予防の実施目標と課題の全体像については、(別紙2)を参照。

特定高齢者の決定方法の見直しの全体像については、(別紙3)を参照。

## 6. 留意点

基本チェックリスト実施率や決定者の介護予防事業への参加率の目標については幅(40~60%)をもたせているが、これは各市町村が地域の実情を踏まえて目標を設定できるようにしているものであり、各市町村においては、特定高齢者施策の参加者が概ね5%程度となるよう各段階における目標を設定して特定高齢者施策を実施することが重要である。

(例えば、基本チェックリスト実施率を40%とした場合は、特定高齢者施策参加率は60%が必要となる。)

介護予防については、初年度(平成18年度)は約6割、次年度(平成19年度)は約8割、それ以降(平成20年度以降)については所期の効果(10割)を見込んでいるものであり、平成19年度において、各市町村は上記見直しの約8割の効果が出るように取り組むこととなる。

## 7. 今後のスケジュール(予定)

- 2月中 パブリックコメントの開始
- 3月上旬 保健事業実施要綱の改正(案)の周知
- 3月中旬 介護予防担当者説明会の開催
- 4月1日 施行



## 特定高齢者の決定方法等に関する主な指摘

### (1) 自治体

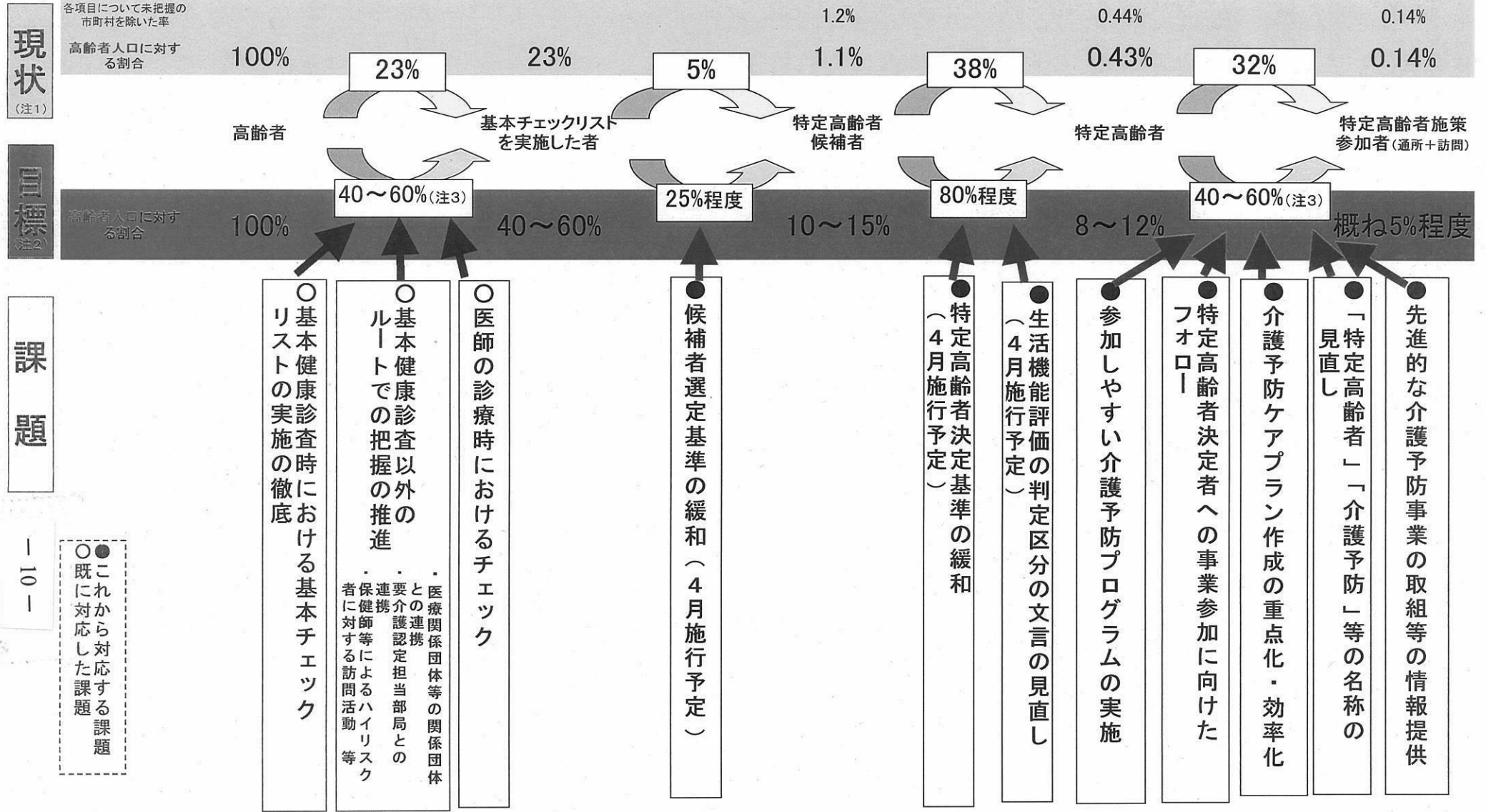
- ・ 特定高齢者数が想定数を大幅に下回り、事業実施に支障をきたしている。
- ・ 選定の判断基準が厳しすぎる  
(該当する者は、要支援、要介護の者である場合も多い)。
- ・ 特定高齢者である可能性のある者へ効率的にアプローチする体制を現段階で直ちに整備することは困難。
- ・ 口腔機能の向上の選定基準については、候補者が決定者となる率が極端に低い。
- ・ 医師の判定により「医療を優先する」とされる者が多い(健診医において十分に趣旨が周知されていない可能性がある)。
- ・ なるべく多くの者をサービスの対象とできるよう、判断基準について市町村に裁量の範囲を与えてもよいのではないか。
- ・ 特定高齢者が介護予防事業参加しやすいよう、(一般高齢者施策も含め)介護予防事業の柔軟な事業実施が行えるようにすることが必要ではないか。

### (2) 有識者

- ・ 運動器の機能向上においては、全項目に該当しない者でも機能の低下があり、介護予防事業の対象とすべき者が多い。
- ・ 血清アルブミン値 3.5 g/dl の者は、在宅生活者には非常に稀ではないか。
- ・ 「口腔内の衛生状態不良」と「嚥下機能低下(反復唾液嚥下テストで問題あり)」は、異なる状態像であり、どちらか一方のみの所見でも口腔ケアを必要とされる。決定時に両者を満たすことを必須にする必要はないのではないか。

# 介護予防事業の実施目標と課題の整理

(別紙2)



(注1)現状は「介護予防事業の実施状況の調査結果(平成18年11月30日時点の調査)」より

(注2)目標は特定高齢者の決定状況等の見直し等を行った場合の目標

(注3)基本チェックリストの実施率、特定高齢者施策の参加率については、各市町村が地域の実情等を踏まえ、参加者が概ね5%程度となるよう目標を設定し介護予防事業を実施。

## 特定高齢者の決定方法の見直し(案)の概要

見直し後(案)	現行
<p>○ 特定高齢者候補者の選定</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">以下の①～④のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① うつ予防・支援関係の項目を除く20項目のうち、 10項目以上に該当(基本チェックリスト1～20)</li> <li>② 運動器の機能向上5項目のうち3項目以上に該当</li> <li>③ 栄養改善2項目の全てに該当</li> <li>④ 口腔機能の向上3項目のうち2項目以上に該当</li> </ul>	<p>○ 特定高齢者候補者の選定</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">以下の①～④のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① うつ予防・支援関係の項目を除く20項目のうち、 12項目以上に該当(基本チェックリスト1～20)</li> <li>② 運動器の機能向上5項目全てに該当</li> <li>③ 栄養改善2項目の全てに該当</li> <li>④ 口腔機能の向上3項目全てに該当</li> </ul>
<p>○ 特定高齢者の決定</p> <p style="text-align: center;">↓ 候補者のみを判定対象とする</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>A【運動器の機能向上関係】</b>                      運動器の機能向上5項目のうち3項目以上に該当                 </p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>B【栄養改善関係】</b>(次のいずれかに該当)                      ・栄養改善2項目の全てに該当                      ・血清アルブミン値3.8g/dl 以下                 </p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>C【口腔機能の向上関係】</b>(次のいずれかに該当)                      ・口腔機能の向上3項目のうち2項目以上に該当                      ・視診により口腔内の衛生状態に問題を確認                      ・反復唾液嚥下テストが3回未満                 </p>	<p>○ 特定高齢者の決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>A【運動器の機能向上関係】</b>                      運動器の機能向上5項目全てに該当                 </p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>B【栄養改善関係】</b>(次のいずれかに該当)                      ・栄養改善2項目の全てに該当                      ・血清アルブミン値3.5g/dl 以下                 </p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>C【口腔機能の向上関係】</b>(次の全てに該当)                      ・口腔機能の向上3項目全てに該当                      ・視診により口腔内の衛生状態に問題を確認                      ・反復唾液嚥下テストが3回未満                 </p>

